

戦後労働運動と全労連創設の意義

山田敬男

はじめに

今年は、全労連発足 30 年になる。全労連は、発足以来、たたかうナショナルセンターとして、労働者の生活と権利を守るために、また、憲法に基づく平和と民主主義を実現するために重要な役割を果たしてきた。しかし、1990 年代以来の新自由主義的「改革」によって、職場の労働者の集团的関係が形骸化され、労働運動の団結の基盤が崩れつつある。労働運動の主導権も、1989 年の連合の結成以来、戦後初めて右翼的潮流が握っている。この意味で、1990 年代以降、日本の労働組合運動は構造的に困難な時代に入っているといえる。この困難を打開するために、様々な努力が行われているが、その方向と課題を深めるためにも、戦後の運動の歴史を学ぶことが重要である。

本稿では、戦後労働運動を教訓的に振り返り、その中で全労連結成の意味を探り、構造的困難を打開する方向と課題を探ってみたい。本稿での見解は、あくまで筆者個人のものであることをお断りしておきたい。

1 戦後労働組合運動史から見た労働組合の役割

本稿では労働組合の役割がどう変化したのかという視点から 3 つの段階に分けて戦後の労働組合運動のいくつかの問題を考えてみたい。

(1) 第 1 段階——産別会議の時代＝労働組合は“希望の星”であった

戦後、最初のたたかうナショナルセンターは産別会議（全日本産業別労働組合会議）である。産別会議主導のもとで、様々な未熟さを抱えながら、労働組合は労働者の“命とくらし”をまもるため、さらに、職場の民主化と日本社会の民主的変革に全力をあげて取り組み、大きな影響力を持つことになった。敗戦と占領のなかで、生きるか死ぬかの瀬戸際まで追い詰められた労働者にとって、労働組合はまさに生きるための“希望の星”であった。

1) 産別会議の結成と「10 月闘争」から「2・1 ゼネスト」運動

①たたかうナショナルセンター産別会議の結成

1946 年 8 月、ナショナルセンターの産別会議と総同盟が結成されたことにより、戦後の労働運動は全国的に結集してたたかうことが可能になった。8 月 1～3 日に総同盟（85 万人）が、同月 19～21 日に産別会議（163 万人）が結成された。総同盟は、戦前からの反共・労資協調を引き継ぎ、「日本社会党を中心とする民主主義勢力の結集」を掲げていた。産別会議は、戦前の階級的・戦間的労働組合運動の伝統を受け継ぎ、「政党支持の自由」を掲げていた。労働運動の主導権はたたかうナショナルセンター産別会議にあった。

統一的ナショナルセンターの発足ではなく、分裂して出発したが、全国組織の誕生によって、労働者階級は全国的統一闘争や産業別の統一闘争を

可能にする条件を獲得した。たたかうナショナルセンターである産別会議の存在意味を示したのが、46年の「10月闘争」から47年にかけての「2・1ゼネスト」運動であった。

②「10月闘争」の意味

「10月闘争」は、首切りを中心とする企業整備に反対し、統一労働協約の締結によって職場から労働者の諸権利を定着化させる民間労働組合中心のたたかいであった。産別会議主導の「10月闘争」の意味は、第1に、戦後初めての産業別統一闘争だったことにある。それまでの個別的な争議と違い、産業別、地域別の統一行動、共同行動が組織され、大きな成果をあげたのである。

第2に、統一労働協約締結のたたかいが活発化したことにある。このとき要求された労働協約の内容は、どれもが労働権が経営権を民主的に規制するものになっており、職場から労働者の生活と権利をまもるものであった。それは日本国憲法が制定され（46年11月3日）、働く権利、労働基本権にもとづく上からの「労働改革」が開始されようとしているときに、運動を通じて下から「改革」を具体化するというきわめて大きな意味を持っていた。「10月闘争」の高揚のなかで結成された全日本機器労働組合は、①首切り反対、②全日本機器労働組合統一労働協約の締結、③最低賃金の確立の3要求の実現をめざしてストに入った。その結果、参加350分会のうち、完全に要求を獲得したもの130分会であったが、統一労働協約を獲得したのが200分会を超えていた。

第3に、賃上げ闘争でも大きな成果をあげたが、その象徴が電産（日本電気産業労働組合協議会）のたたかいである。電産の闘争では、電産という労働組合が作成した「電産型賃金」といわれる賃金体系が獲得される。最低生活の保障という生存権的観点から生活保障給を基本にまとめられ、それに能力給、勤続給を付け加えたものであった。

この意味は、これまでの日本資本主義の歴史のなかで、労働者階級が初めて自らの手で賃金体系をつくり、それをたたかいによって獲得したことにある。同時に注目すべきことは、電気事業民主化に関する協定である。それには①電力の官僚的国家管理法令の廃止②大衆による電気事業の監査指導機関の設置③電気事業社会化法の制定、などが盛り込まれ、この協定の促進のための「電気事業民主化協議会」の設置が決められていた。

③「2・1ゼネスト」運動

〈経済的要求の実現〉

民間労働者に続いて公務員労働者が生活擁護のために立ち上がった。11月26日に全官公庁共同闘争委員会（共闘）が結成され、政府に共同要求が提出される。この要求をみると、「越年資金本人1,500円、家族1人あたり300円」「最低基本給の確立」「労働協約の締結」などの経済的要求が主なものである。ところが、47年元旦に、吉田茂首相が年頭挨拶でたたかう労働者を「不逞の輩」と誹謗したことに、労働者の憤激がつのり、2月1日にゼネスト突入が宣言され、全国労働組合共同闘争委員会（全闘）が結成された。全闘には、産別会議、総同盟、日労会議、等のナショナルセンターとともに、その傘下の労働組合が参加した。

「ゼネスト」は、占領軍の介入によって中止されたが、共闘の求めていた経済的要求はほとんど実現した。給与水準は2倍になり、各組合は労働協約を獲得した。その労働協約の特徴は、労働条件や労働基本権を具体的に保障する画期的内容であった。「10月闘争」から「2・1ゼネスト」運動への前進が日本国憲法で保障する生存権、労働基本権を職場のなかに具体化したのである。日本国憲法の施行前の段階で、憲法第27条、第28条が具体化されはじめたともいえる。この意味で、「10月闘争」とともに、「2・1ゼネスト」運動は、

憲法に保障された労働者の権利を下から現実化する意味を持っていたといえる。

〈共同闘争の発展——全労連（全国労働組合連絡協議会）の結成〉

「2・1ゼネスト」運動の大きな成果は、労働戦線の統一の母体になり得る全労連（全国労働組合連絡協議会）を誕生させたことにある。46年8月、ナショナルセンターは分裂して出発した。その後の事態は、この分裂を克服するための共同行動を推進する過程でもあった。46年8月までは、理念として統一の必要性が論じられても、その実践的条件が決定的に不足していた。それは統一行動の蓄積である。この状況を切り開いたのが産別会議主導の「10月闘争」であり、共闘の発足から全闘結成に至る過程での労働組合の共同行動の積み重ねであった。ゼネストの中止によって、この共同行動の流れをつぶすことはできなかった。

2月3～5日、産別会議、日労会議など、総同盟をのぞく全闘参加の全組合を代表する世話人会が開かれ、全国労働組合会議（全労会議）準備会が結成された。総同盟は、「全労働組合は共産党の指導と絶縁せよ」と反共キャンペーンを展開し、17日には、全労会議不参加を表明した。総同盟のセクト的態度で分裂の可能性が生まれたが、戦線統一を望む世論はきわめて強いものがあつた。全労会議準備会は総同盟に柔軟に対応しながら、戦線統一をすすめることを確認した。その結果、3月10日、総同盟を含め組織労働者の84%、446万人を結集する全国労働組合連絡協議会（全労連）が結成された。

全労連の目的は、「共通問題に対する共同行動と労働組合戦線の統一促進にある」とされ、性格は「参加組合の自主性を尊重する連絡協議機関」とされた。そして運営は「満場一致を原則とし拒否権を認める」とされ、「満場一致をみない場合は賛成者のみで本会の諒解を得て共同行動をとる

ことができる」とされた。

全労連の結成によって、日本労働組合運動史上初めて立場の違いを超えて全国的組織統一が実現された。全労連の結成は、「2・1ゼネスト」闘争における共同闘争の大きな成果であった。

2) たたかう労働運動の敗北をめぐって

①占領政策の転換と逆流の意味——自動崩壊論の誤り

「2・1ゼネスト」中止以後、逆流が強まり、民同派の登場によるたたかう労働運動の分裂、48年の「政令201号」による弾圧、49年の3つの謀略事件（下山事件、三鷹事件、松川事件）、そして民同派の「組合クーデター」などによって、労働運動の主導権が産別会議から反共民同派に移行し、やがて総評が結成される（50年7月）。48～49年の激動のなかで産別会議は敗北する。

この問題に関して、日本共産党の誤った運動指導や産別会議の労働運動を逸脱した路線によって、弾圧や分裂以前にすでに産別会議は内部崩壊・自己崩壊していたという見解がある。48年から49年にかけての運動は、占領政策の根本的な転換や日本の支配層、とくに財界が、その再編によって体勢を立て直していた時期におけるものであり、客観的な困難性の増大しているもとでの運動であった。そのなかで、当時の階級的潮流の運動は誤りや未熟さをともないながら、必死になってたたかい、試行錯誤を繰り返していた。したがって、民同派との攻防は激しく、最後まで力関係は流動的であった。運命の49年の段階を見ても、国労や全通などでは、民同派を押さえて階級的潮流は主導権を確保していた。この力関係の逆転は、49年の3つのフレームアップを利用した「組合クーデター」で可能になった。したがって、「内部崩壊・自己崩壊」論はきわめて現象論的であり、一面的な評価である。

②産別会議の果たした役割と問題点

弾圧と分裂、そして謀略、さらにはレッド・パージなどによって産別会議は弱体化し、労働組合運動の主導権を奪われ、大きく後退する（やがて1958年に解散）。しかし、産別会議の果たした役割はきわめて大きなものがあった。

〈産別会議の果たした役割〉

第1に、労働組合活動の自由、労働者の生活と権利、職場の民主化、日本社会の民主化をめざして全力をあげてたたかい、労働組合の存在意味をあきらかにし、労働者の“希望の星”として労働組合の社会的影響力を広げるうえで大きな役割を果たした。組織率を見ると、1949年に55.8%になり、戦後最高の水準に到達する。

第2に、結成間もない中で、1946年の「10月闘争」から「2・1ゼネスト」運動を組織し、全労連の結成に見られるように、日本労働運動史上、初めて労働戦線統一の母体をつくり出した。

第3に、事業所別組合として出発した労働組合を産業別組織に再編するために、産業別結集と産業別統一闘争の発展に力を入れ、地域共闘や国民との共闘を追求した。

第4には、世界労連との連帯など、国際連帯の立場を貫いていた。

〈重大な問題点〉

このように、産別会議はきわめて大きな役割を果たしたのであるが、同時に、克服すべき問題点を抱えていた。

第1は、組合民主主義の弱さである。政党支持の自由の原則を掲げながら、当時の共産党の誤りと結びついて、党と大衆団体の区別を曖昧にしたり、上からの「引き回し」を行うなどの重大な問題を抱えていた。この段階では、日本のたたかう労働運動は戦前以来のセクト主義である「赤色労働組合主義」や「社会民主主義主要打撃論」などを克服できなかったのがある。この弱点が民同派の分裂攻撃で利用される。

第2の問題は、組合員の階級的自覚を高める階級教育の不十分さである。要求や課題の議論が役員や幹部の間にとどまり、職場に根を下ろして1人ひとりの組合員の自覚を高める活動がきわめて不十分であった。

〈たたかうナショナルセンターのあり方を教えている〉

産別会議は、大衆的労働組合運動の経験のない戦後派の幹部のもとで、未熟さを伴っていたが、とにかく労働者の命とくらしをまもるため、職場と社会の民主化のために、産業別統一行動や全国的たたかいを組織し、ナショナルセンターとしてのリーダーシップを発揮し、全力をあげてたたかったのである。まさに労働者の“希望の星”であった。また統一戦線路線の未確立のなかで、労働組合の共同行動のために努力し、労働戦線統一の母体として、全労連を結成した。産別会議の経験は、たたかうナショナルセンターのあり方を私たちに教えている。

（2）第Ⅱ段階——総評主導の時代

第Ⅱ段階は総評主導の時代である。総評は、占領軍の強い支持のもとで、反共親米労資協調のナショナルセンターとして誕生した（1950年7月）。それが急速に、一定の戦闘性を持つナショナルセンターに転換する。民同左派が主導権を握る。民同左派主導の総評は、やがて「日本的労働組合主義」のもとで、社会党一党支持などのセクト主義路線をとりながら、一定の戦闘性を発揮していく。総評の時代は、今と違って、現場でも、労働組合が労働者の生活と雇用、権利を守るために機能していたのである。労働組合の組織率は産別会議の時代より後退するが、だいたい30%台を推移する。この意味で、社会党一党支持などの重大な問題を抱えながら、たたかうナショナルセンターとしての実態を持っていた。それ故、1960年代に

なると、その総評の右傾化を図るために労働戦線の右翼的再編が開始される。

1) 「ニワトリ」から「アヒル」への転換をめぐる

①総評の転換の特徴

総評の転換の特徴は、第1に、講和論争や破防法闘争など国民的課題への積極的な取り組みのなかで行われたことにあり、第2に、その取り組みのなかで、憲法原理＝「平和と民主主義」の理念を受容したことにある。

〈総評第2回大会での「平和四原則」をめぐる対立〉

転換の開始を示したのは、51年3月の第2回大会であった。講和問題では3つの案が提出される。A案は、「非武装憲法の主旨にのっとり」「平和四原則」を推進するというものであり（提案説明＝総評情宣部長塩谷信雄）、B案は、「日本労働階級の立場」から「平和四原則」を推進するというものであった（提案説明＝新産別三戸信人）。C案は一応全面講和の促進をいっているが、提案説明やC案を支持する海員組合の代議員発言で自衛権を強調し、軍事基地の提供を否定せず、中立はあり得ないとするものであった。私鉄総連、電産、国労、日教組はB案を支持したが、決着がなかなかつかず、自治労協と全通から妥協案が提出され、A案、B案の折衷案としての全通案が採択された。こうして反共親米で出発した総評が、「平和四原則」を掲げるようになった。まさに総評の転換の開始である。

ここで注目するのは、A案、B案の「平和四原則」の位置づけをめぐる意見の対立である。

「非武装憲法」と「日本労働階級の立場」が対立的に議論されている。両者を機械的に対立させ、両者の関連を追求できなかったことにある。民同派労働運動のなかで憲法の持つ意味が明確になっていなかったのである。違った言い方をすれば、

「日本労働階級の立場」＝社会主義にとって、「非武装憲法」＝平和と民主主義の意味が明確でなかったともいえよう。平和と民主主義をまもり、その延長発展のなかに社会主義を位置づけることが出来なかったのである。その意味で、労働者階級の解放にとっての憲法＝平和と民主主義の戦略の意味が不明確であった。当時の民同左派の民主主義論の歴史的限界が示されていた。総評運動の左転換は、この歴史的限界への挑戦でもあった。

〈破防法反対闘争と国際自由労連一括加盟案の否決〉

この点で、総評が展開した全面講和の運動＝平和推進国民会議の運動や破防法（破壊活動防止法）反対闘争の意味はさきめて大きかった。平和推進国民会議の運動は憲法の精神を基本に、全面講和など「平和四原則」の具体化を追求した。また破防法は、占領期の団規令（団体等規正令、49年4月公布）を廃し、その代わりに導入されたものであり、52年7月に成立した。民同派は団規令に基づくレッド・パージを容認していたが、破防法に対しては、大規模なストライキを組織して抵抗した。そしてこの運動では、政党、労働組合、農民組合、文化団体などによる悪法反対国民運動連絡会が発足し、「憲法と基本的人権の擁護の立場から」、法案の撤回を求める「抗議文」を発表している。この破防法闘争の中で、第1波ストを延期した責任を問われ、炭労委員長であり、総評議長の民同右派の重鎮武藤武雄が辞任を余儀なくされた。さらに、総評の転換を象徴したのが、第3回大会（52年7月）で全鉱、海員、全織同盟から国際自由労連一括加盟案が提起されるが、圧倒的多数で否決されたことである。第2回大会では、廃案になったものの、一括加盟賛成が相対的多数であったが、第3回大会では、反対が圧倒的多数であった。その後、この問題が総評大会に提案されることはなかった。総評結成の統合軸が国

際自由労連への結集であっただけに、総評の変貌を象徴的に示していた。その理由は、「戦争と再軍備」問題に対する国際自由労連の態度への疑念と批判の増大であった。講和論争、破防法反対闘争を経験するなかで、憲法原理の中核である「平和と民主主義」が総評運動の軸に浸透し始めていたのである。51年から52年の総評の転換は、まさに憲法的理念を受け入れることによって可能になったのである。

2) 左翼セクト主義の克服の開始と60年安保闘争をめぐる

①スターリン批判と統一戦線論の前進

〈日本におけるスターリン批判の開始と総評のさらなる転換〉

50年代前半の混乱の時期に、極左冒険主義と左翼セクト主義の弊害により、共産党は労働者や国民から孤立していた。52年10月の総選挙では、議席がゼロになる。こうした厳しい現実のなかで、団結の回復の努力と路線の見直しが始まり、55年7月、いわゆる6全協（第6回全国協議会）が開かれた。6全協は、主流派が一方的に招集してきた不正規の「全国協議会」の継続という形をとっていたが、団結の回復に向けての第一歩になり、極左冒険主義の誤りと社会民主主義主要打撃論の放棄を確認した。

こうした団結の回復過程は、同時に、56年2月のソ連共産党第20回大会におけるスターリン批判と連動していた。戦前から戦後の1950年代前半まで、日本の共産主義運動とたたかう労働運動はスターリンの中間勢力主要打撃論、社会民主主義主要打撃論にもとづく左翼セクト主義の誤りを繰り返してきた。そして「50年問題」という大混乱を経て、団結の回復の努力と路線の見直しが始まり、6全協で、極左冒険主義の誤りが確認され、社会民主主義主要打撃論が放棄されたのである。しかし、問題を根本的に解決するには、左

翼セクト主義の理論的根拠がスターリンの『レーニン主義の基礎』にあることが明確にされなければならなかった。その意味で、スターリン批判が公然と開始されたことは大きな意味があった。

共産党は、1950年代後半に、「50年問題」の総括を行い、党の団結を回復する。1958年の第7回大会で「50年問題」の総括が行われて、分裂問題が最終的に解決される。同時に、これは路線の大転換を不可避にした。日本の社会運動と労働組合運動との関連で言えば、社会民主主義主要打撃論から社会民主主義政党との統一行動と統一戦線の可能性を追求する路線に大きく転換することになる。

このような共産党の極左冒険主義と左翼セクト主義の見直しを受けて、結成以来反共主義を掲げていた総評は、1956年8月の大会で、「共産党の支配する共闘には参加しない」という原案を、97対101で否決し、結成以来続いていた「共産党との一線を画す」という方針を削除した。これは、51～52年の転換に続く総評のさらなる転換と言える。

また、1957年の社会党大会において、共産党とのすべての共闘を拒否するという西尾グループの修正案が否決され、「組織体としての共闘は行わないが、しかし、大衆運動では競争をつうじて対処する」と決議された。こうした総評、社会党の変化は勤評闘争、警職法闘争、60年安保闘争という1950年代の労働運動と統一戦線運動にきわめて大きな影響を与えることになった。

②60年安保と労働運動

〈労働組合に支えられた国民的大闘争〉

1960年1月に現行安保条約が調印され、国民的大闘争に発展した。それでは、60年安保闘争とはどのような特徴を持った社会運動だったのであろうか。

第1に、安保改定阻止国民会議という統一戦線

組織を軸にたたかわれたということである。戦後初めて社会党、共産党、総評等の民主諸勢力が持続的な共闘組織を結成して、23回に及ぶ全国統一行動を組織したのは画期的であった。全国2,000の地域共闘に支えられた国民会議の存在がなければ、あの大闘争はあり得なかった。第2は、労働者階級のイニシアチブが発揮されたことである。とくに60年の6・4、6・15、6・22と3回にわたる政治ストライキは安保闘争を発展させるうえで大きな役割を果たした。

3) 60年代における右翼的再編とIMF・JCと同盟の発足

①経済大国化と労働者階級が過半数を超える

岸内閣に代わって登場した池田内閣(1960年7月)は、国民の政治的エネルギーを封じ込め、混乱した政治と社会を安定させるため、経済成長政策を本格的に推進した。この中で、日本の産業構成は、軽工業中心から重化学工業中心に根本的に変化し、少数の巨大企業が形成され、経済力が集中することになる。各分野で大企業による独占化が進行した。さらに、高度成長によって、日本の階級構成が激変し、労働者中心の社会に移行する。1960年に、労働者階級が初めて過半数を超え、農漁民や都市自営業などの中間層が過半数を割る。

②企業別労働組合の成立と「日本的労使関係」

〈1企業1組合の文字どおりの企業別労働組合の成立〉

戦後の労働組合は、事業所を基礎単位とする全員参加型の事業所組合であった。それが高度成長期を通じて、合理化などによって全社規模の労働者支配と一元的管理が強化される中で、事業所ごとの相違が薄れ、それまで事業所別労働組合(単組)の連合体であった「企業連」に組織単位が移行して、1企業1組合の文字どおりの企業別労働組合に変質する。60年代から70年代にかけて、この企業別労働組合が大企業を中心に日本の労働

組合の主要な組織形態になった。

こうした企業別労働組合が成立する大企業を中心に「日本的労使関係」が形成される。一般的に「日本的労使関係」の特徴は、年功制、終身雇用を土台に企業側と企業別労働組合との間での安定した「労使関係」を形成することにある。

実態は、本工労働者を新しい管理制度(作業長制度など)で支配しながら、本工労働者と臨時工・社外工労働者、女性労働者との間を分断して差別を持ち込み、本工労働者に特権意識や企業忠誠心を持たせて労働者全体を統合しようというものである。

〈IMF・JCと同盟の発足〉

このような中で、鉄鋼などの基幹産業における労働運動の変質が始まる。1964年1月に6単産(鉄鋼労連、電機労連、造船総連、全国自動車、自動車労連、全機金)の代表によって「JC結成準備会」が発足し、同年5月にIMF・JC(国際金属労連日本協議会、その後、全日本金属産業労働組合協議会と改称。国際金属労連は国際自由労連を支持する国際産業別の組織)が発足した。さらに、11月に同盟会議、総同盟、全官公(官公労の第二組合)が合同して日本労働総同盟(同盟)が結成される。親米で、反共・労資協調主義的な潮流の組織的拠点が構築された。そして同盟は、1967年以降、民間部門の組織人員では総評を上回るようになった。

4) 「4・17問題」と国民春闘の可能性と変質

①「4・17問題」

64年春闘の中で起きたのが、「4・17問題」である。公労協が予定した4月17日のストを共産党が「挑発スト」の疑いがあるといってその再検討を主張した(4月8日の「声明」)。この「声明」は運動を混乱させた。ストライキは、太田薫総評議長と池田首相の会談で中止になるが、あらためて政党と労働組合との関係のあり方が問題になっ

た。

第1に、労働組合という大衆組織の決定に党の決定を優先させ、組合の決定を破ったことである。これは組合民主主義の軽視であり、組合活動家の共産党への不信をまねく問題であった。第2に、中国流の「反米統一戦線」の立場から、「アメリカ帝国主義との闘争の面」からのみ情勢を判断し、日本の独占資本にたいする経済闘争の意味を軽視した問題である。

この「4・17問題」で、共産党やその支持者である多くの活動家は、労働組合から規律違反の名目で除名や権利停止の統制処分を受ける。このため、レッド・パージの痛手から回復しつつあった職場での共産党や左派の影響力が大きく後退することになった。しかし、この問題を通じて、あらためて組合民主主義の尊重と経済闘争の重視が再確認され、その後のたたかう労働組合運動のあり方に大きな影響を与えることになる。組合民主主義の尊重を何よりも大切にすること、また労働組合にとって経済闘争重視はその存在意義に関わることであり、経済闘争の発展があつてこそ政治闘争との結合も可能になることを深く検討することになった。

②国民春闘の持っていた意味

正式に国民春闘とよばれるのは、74年春闘からであるが、実質的な出発点は70年春闘からである。70年春闘の春闘共闘委員会は、69年10月14日に結成され、70年春闘の構想を発表した。そのなかで、一つは賃金・労働条件などの労働者固有のたたかい、二つは物価・減税、社会保障などその他の国民的課題、三つは安保・沖縄などの政治課題などが提起され、具体的には69年9月の総評の第1回評議員会で決められた15項目の経済的・政治的諸要求が春闘共闘委員会の要求とされた。その特徴は、賃金・労働条件と生活闘争や政治闘争との結合が意識され、日本社会の民主

的再編に積極的に取り組もうとするものであった。その意味で、賃金春闘からの転換がめざされたのである。国民春闘への発展にとって重要なことは、生活擁護闘争が労働運動の基本的課題に位置づけられ始めたことにある。

こうした運動の転換の背景には、高度成長によって地域社会が変貌し、生活の「社会化」が進展するなかで、これまでの“貧困論”の枠組では解決できない都市問題や公害・環境問題などの社会的問題の出現という現実があった。それは古典的貧困と区別される現代的貧困、新しい貧困の問題とのたたかいであった。そのため、従来のような職場内の労働運動だけでは、問題を解決することはできず、地方自治体や国政という政治の領域で解決することが求められていたのである。労働運動の闘争領域が拡大し、様々な国民運動や社会運動との連帯が不可欠になる。まさに企業内主義、経済主義では現代的貧困に対応できないのであり、賃金春闘から国民春闘への転換は不可避とも言えた。この意味で、国民春闘への発展は、戦後日本の労働運動の企業内主義、経済主義という歴史的な問題点の克服の可能性を生み出していたのである。しかし、その後の経過を見ても、その可能性は歪められ、国民春闘は変質することになる。

③総評運動が果たした役割とその限界

それでは総評の果たした役割をどのように評価すべきであろうか。反共親米労資協調主義で出発した総評が、51～52年、そして56年の転換を通じて民同左派主導の戦闘性を持つナショナルセンターに変質した。55年に出発した春闘への取り組み、60年安保闘争への取り組み、三井・三池の大争議、60年代のアメリカのベトナム侵略への反対闘争、沖縄返還闘争など、経済闘争や政治闘争にも積極的に取り組んだ。その到達点が国民春闘とスト権ストであった。総評運動の主導権を握っていた民同左派の運動路線は、いわゆる「日

本的労働組合主義」である。春闘でも、生活闘争を組み入れ、賃金春闘から国民春闘への脱皮を図り、従来の経済主義、企業内主義に挑戦せざるを得なくなる。1975年、国労を中心とする公労協のストライキ権回復をめざす戦後最大規模の全国的ストライキが実行された。しかし、スト権ストは挫折し、これを契機に国民春闘は「JC春闘」に、さらに「管理春闘」へと変質する。このことによって、総評主流＝民同左派は運動の展望を失い、右翼の潮流に屈服していく。

ここであらためて、「日本的労働組合主義」の意味とその限界を見ておきたい。ヨーロッパでは、一般的に労働組合主義は労資協調主義とは考えられていない。労働組合主義は、労働組合に団結し、雇主と政府から労働者の待遇改善や立法を勝ちとることを主張し、必要があれば雇主と政府とたたかうという考え方である。そのために職場闘争を重視する。ところが、日本では同盟やJCの右翼の潮流の幹部が自らの立場を労働組合主義と主張することにより、誤解が生まれている。彼らの主張や運動は、労働組合主義だからダメなのではなく、労働組合主義のレベル以下の資本従属的な労資協調主義だから労働者の利益にあわないのである。しかし、同時に、労働組合主義は資本主義体制を前提としており、体制変革は問題外としている。ヨーロッパではこの点が科学的社会主義の潮流から、労働運動を資本主義体制の中に押しとどめる役割を果たしていると批判されてきた（高木督夫・早川征一郎編著『国鉄労働組合 歴史、現状と課題』日本評論社、参照）。

民同左派の「日本的労働組合主義」は、国労の職場闘争に示されるように、労働組合主義としての積極的側面を持ち、それを発展させる可能性を持っていた。右翼の潮流のように、体制変革の政治闘争を否定しておらず、労働組合主義の限界に挑戦する意味を持っていたとも言える。

しかし、「日本的労働組合主義」は、重要な問題を抱え、労働組合主義の限界を克服できなかった。第1に、「日本的労働組合主義」は、社会党一党支持路線にこだわり、統一戦線運動と結びついた労働運動論に立つことができなかった。第2に、職場闘争を重視していたが、どのようにして企業横断的なたたかいに発展させるのか、どのようにして産業別統一闘争や国民的共同と結合させるのかという問題意識が貧困であった。企業内主義の枠の中での「戦闘的職場闘争」＝「職場闘争主義」にとどまったのである。

このように、民同左派主導の総評運動は、ただかうナショナルセンターとして、積極的側面を持っていたが、労働組合主義の限界を克服できず、やがて右翼の潮流の労働戦線の再編の波にのみ込まれ、解散を余儀なくされる。ナショナルセンターとしては自らの命取りになる重大な問題を抱えていたのである。

（3）第Ⅲ段階——構造的困難な時代と全労連の存在意味

第Ⅲ段階の特徴は、戦後最大のナショナルセンター連合が誕生し、労働運動の主導権を握ったことにある。右翼の潮流が主導権を握るのは、戦後労働運動で初めてのことである。このもとで、90年代に新自由主義的「構造改革」が本格的に推進され、職場社会が大きく変貌した。職場の団結力、闘争力が大きく後退した。職場で労働組合の機能が発揮しにくくなっている。組織率も2003年にはついに20%を割り、10%台になる。この意味で労働運動の構造的困難な時代が始まったといえる。しかし、89年には、ただかうナショナルセンターである全労連が結成され、労働者の生活と権利を守るために、また、憲法に基づく平和と民主主義を実現するために重要な役割を果たしている。全国の職場、地域で構造的困難を打開し、労

働運動の再生をめざす様々な努力が行われている。

1) 労働戦線の右翼的再編

①労働戦線の右翼的再編と連合の誕生

先ほども指摘したように、75年のスト権ストの挫折を契機に、民同派は運動の展望を喪失し、資本従属的な潮流であるJC系が労働運動全体のヘゲモニーを掌握していく。こうしたなかで、右翼的再編が本格化する。78年の同盟大会で「民間先行」「左右の全体主義」反対の反共的な選別結集が提起される。そして、80年9月に推進派の民間6単産の委員長で構成する「民間先行の労働戦線統一推進会」が結成され、81年6月に「労働戦線統一の基本構想」が発表された。その特徴は、「選別結集」「組合主義」とともに「政治の流れを転換するために、新たな起爆的役割」を労働統一に求めていることにある。右翼的再編が急速に進み、82年に全労協（全日本民間労働組合協議会）が結成され、86年に新しいナショナルセンターの綱領的文書である「進路と役割」が決定された。そのなかでは「政権を担いうる新しい政治勢力の形成に協力」することが「基本目標」とされていた。「非自民」「反共産」の政治勢力の形成に貢献する労働組合運動の構築がめざされたのである。こうして、87年に民間「連合」が結成され、89年11月に、総評が解散し、連合（日本労働組合総連合会）が発足した。

2) 全労連創設の意義

①統一労組懇運動と全労連の結成

〈統一労組懇運動の意味〉

全労連結成に統一労組懇運動が大きな役割を果たしたことは言うまでもない。統一労組懇（統一戦線促進労働組合懇談会）は、1974年に発足する。統一労組懇がたたかうナショナルセンターづくりに向けて本格的に活動を開始するのは、労働戦線の右翼的再編の開始に抗して、1979年以降である。同年6月12日、「労働戦線の真の統一の

ために」と題する呼びかけを発表し、さらに、11月6日、統一労組懇世話人組合が「真に労働者の利益を守るナショナルセンターのあり方についての全国的討論」を提起し、階級的ナショナルセンター結成の活動が本格化する。

統一労組懇は、1987年7月の年次総会で「階級的ナショナルセンター確立の展望と骨格案」を発表し、あらためて階級的ナショナルセンター確立の「三つの原則」（資本からの独立、政党からの独立、一致する要求での行動の統一）を提唱した。統一労組懇運動が、やがて結成される全労連の運動路線や組織方針に大きな影響を与えたことは間違いない。

〈全労連の結成〉

全労連（全国労働組合総連合）は、1989年11月21日に東京・日比谷公会堂で結成された。

全労連の結成過程を見て、注目されるのは、第1に、全労連が統一労組懇の運動を土台にしながら、それからストレートに結成されたのではなく、右翼的潮流のメーデーの変質とたたかいながら、純中立の労働組合との議論と合意を媒介して誕生したことである。1989年、右翼的潮流の「メーデー近代化」によるメーデーの伝統の変質の動きに、統一労組懇や右翼的潮流の横暴に反対する多くの労働組合、民主団体などが「第60回メーデー実行委員会」を結成する。この他に、この実行委員会とは別に金融・商業・協同組合（生協労連、全農協労連）実行委員会、マスコミメーデー実行委員会がつくられ、この三実行委員会共催のメーデーが開催され、23万人が参加して大成功する。連合路線に与しない独自のナショナルセンター結成への確固たる決意が示されるメーデーになった。

独自メーデー開催を目前にした4月22日、総評などのナショナルセンター所属の経験のない純中立のマスコミ関係の民放労連、出版労連、広告

労協の呼びかけで「ナショナルセンター問題懇談会」が開かれる。この「懇談会」の議論の中で、統一労組懇が主張してきた「階級的民主的ナショナルセンター」という表現に純中立の組合から「階級的民主的」の問題は社会的・客観的な評価によるべきで、自分で言うべきではないという異論が出され、討論の末、「階級的民主的」という表現をやめ、「たたかうナショナルセンター」の追求と言うことになった。8月4日、東京で「たたかうナショナルセンター結成準備会発足総会」が開かれた。こうして89年11月、27全国単産と41地方組織の参加で全労連が結成される。

第2に、全労連は戦後のたたかう労働運動の歴史的到達点に立ちながら、労働運動の飛躍的發展を追求する運動路線と組織方針を確立したことにある。全労連は、「三つの原則」（資本からの独立、政党からの独立、一致する要求での行動の統一）を堅持し、活動推進の基本として、組合民主主義の徹底、職場を基礎にした産別と地域のたたかいを調整し、全国的統一闘争を組織する、経済闘争と政治闘争の結合、労働者の要求と国民的要求の実現のための共同などを提起していた（行動綱領）。

第3に、重要なことは、労働戦線統一の母体をめざすため、特定の運動路線の承認を組織加盟の前提にせず、「組合民主主義をもっとも大切にす」「規約の承認」だけを加盟の条件としていることである。組合民主主義の尊重は、戦前戦後のたたかう労働運動の教訓を前提にしている。

こうした全労連の運動路線と組織方針は、戦後のたたかう労働運動、とりわけたたかうナショナルセンターの歴史的経験を前提にしていた。とくに産別会議や総評などのたたかうナショナルセンターは、職場を基礎にした産別と地域のたたかいを調整し、全国的統一闘争を推進するイニシアチブを発揮した。こうしたことから、たたかうナショナルセンターとしての存在意味は、全国的統

一闘争を推進するイニシアチブを発揮できるかどうかにかかっている、と言える。全労連はこの意味で、たたかう労働運動の伝統を継承したたたかうナショナルセンターであった。

2 社会運動の再生と労働組合運動の課題

1) 構造改革の推進と社会運動の再生

①職場社会の変貌と労働組合の団結の基盤の破壊
——構造的困難な時代が始まる

〈「新時代の『日本の経営』」による雇用政策の転換〉

全労連が誕生したが、労働運動をめぐる状況はきわめて厳しいものがあつた。90年代以降の新自由主義的雇用改革、労働改革の中で、職場社会が激変したのである。その節目は、1995年の日経連「新時代の『日本の経営』」に象徴されるような雇用政策の転換であつた。この新しい雇用政策はこれまでの労働者支配の転換を図るものであつた。第1に、職場に成果主義的な労使関係が導入され、仕事の成果や企業への貢献が最大の価値とされ、労働者間にこれまでにない競争が導入された。勝ち組、負け組というかたちで労働者が分断され、長時間過密労働が一般化される。第2に、正規労働を一部に限り、専門職を含めて非正規労働者を労働力の主力にするという雇用政策が推進された。低賃金、無権利の非正規労働者が増大する中で、職場における自由と権利が空洞化していった。

こういう雇用政策の展開によって、労働者間が分断され、日本の職場社会が激変し、労働者のつきあいが表面的になり、本音が話せる関係ではなくなっていく。労働者の集団的関係が破壊され、差別やいじめなど理不尽なことを認めないという「まともな人間関係」が喪失していった。これはこれまでの企業「共同体」に労働者をまると抱

え込んで統合する支配から、一部の労働者を除いて多くの労働者を企業「共同体」から排除し、競争による「自律型社員」として生きることを強要する支配への転換であった。競争が社会活性化の原動力であり、競争を正当化するために「自己責任」にもとづく社会が必要という支配的イデオロギーが大きな影響力を発揮するようになる。こうした支配の変化による職場社会の激変は、労働組合の団結の基盤を徹底的に崩していった。

② 21 世紀になって社会運動が再生

〈2011 年「3・11」が転機〉

21 世紀になると、社会運動の再生の新しい動きが始まった。社会運動の再生がより明確になったのが、2011 年「3・11」の東日本大震災と福島原発事故であった。この「3・11」を契機に、脱原発の運動、沖縄の新基地反対闘争、TPP 反対闘争、労働法制改悪反対闘争、消費税増税反対闘争、秘密保護法反対闘争など「一点共闘」と言われる多様な社会運動が連動しながら大きく前進する。なかでも、300 人で始まった脱原発の首相官邸前抗議行動の発展や「オール沖縄」とよばれる島ぐるみの新基地建設のたたかいが 2015 年の戦争法反対の歴史的な国民運動の発展に継続した。

〈2015 年の安保関連法反対闘争と「市民と野党の共闘」の実現〉

安倍内閣は、2014 年 7 月に集団的自衛権を容認する「閣議決定」を行い、15 年 9 月に安保関連法を強行した。これに対して、市民のたたかいが大きく盛り上がり、この中で「市民と野党の共闘」が実現した。2015 年の共同闘争を主導したのはこれまでとは違う新しい市民運動であった。既存のほとんどの護憲勢力を結集した「総がかり行動実行委員会」が結成され(14 年 12 月)、それに、広範な市民運動が合流し、空前の国民的共同が実現した。そして、15 年 12 月、市民連合(安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合)が

発足する。

重要なことは、この 2015 年のたたかいのなかから「市民と野党の共闘」が実現し、2016 年の参議院選挙以後 3 回の国政選挙をこの共闘でたたかい抜いたことである。日本の政治の根本的変革は、この「市民と野党の共闘」の運動以外にないことが明らかになっている。

2) 「市民と野党の共闘」の時代の労働組合運動の課題

① 問われる労働組合運動の存在意味

たたかう労働運動は、こうした「市民と野党の共闘」を土台で支える大きな役割を果たした。とくに、地域における「市民と野党の共闘」は、全労連傘下のローカルセンターの存在と役割を抜きにあり得なかった。

しかし、それでも、60 年安保闘争などの戦後の国民的大闘争の中で労働組合運動が果たした役割を見ると、労働組合運動が期待に込めているとは言えない。「市民と野党の共闘」を前進させ、政治を根本的に変えるには、労働組合が中核的役割を果たすようにならなければならない。この問題を検討するためにも、あらためて労働組合運動の存在意味は何かを考えてみる必要がある。

この点では 2 つのことを確認したい。1 つは、労働組合の存在意味が、仲間の「命とくらし」を守ることにあるということである。人間らしい生活を実現するには、賃金、労働条件、職場における権利、などが保障されなければならない。重要なことは、こうした人間らしい生活が平和や民主主義があってこそ可能になることである。戦争や専制政治のもとでは、人間らしい生活や生き方はありえない。

もう 1 つは、こうした「命とくらし」を守るには、政治を変えなければならないし、そのための労働組合の積極的な役割が期待されている。ところが、最近、労働組合のなかから、労働組合の基

本原則に「政党からの独立」があるのだから、政治的にも「中立」であるべきで、平和問題や憲法問題など政治的課題に労働組合が取り組むのはおかしいという意見が出されることがある。この点で大事なことは、「政党からの独立」と「政治的中立」とは事柄の性格が全く違う問題だということである。「政党からの独立」は労働組合の重要な原則であるが、それは、労働組合の政治活動を否定することではない。また、労働組合があらゆる政党にたいして中立の立場をとるということでもない。現代社会では要求を実現するためには法律の改定や社会制度の改革が必要であり、労働者の生活と権利を守るために、労働組合が政治闘争を行うのはあたりまえである。したがって、一致する要求を掲げる政党とおたがいの組織の性格の違いを尊重しながら協力共同するのは当然のことといえる。いま大事なことは、労働者が自分たちの生活や権利を守るために、戦争への道をストップさせるために、声を上げ、行動に立ち上がることである。この意味で「政治的中立」という考え方は、政治活動の自由という労働組合の権利を歪める間違った考えであり、労働者や労働組合を政治から遠ざけ、政治的無関心をつくり出す思想攻撃の反映であると言わざるを得ない。

②全労連の2つの団結の原則とナショナルセンターのイニシアチブ

今日の「市民と野党の共闘」を推進しているのは、かつてない市民運動の発展にある。

歴史的に見れば、60～70年代の革新統一が「社会合意」（1980年）で壊され、80～90年代は、社会運動の分断と混乱の時期であった。それが、21世紀に入り、社会運動が再生し、2015年の戦

争法反対闘争を契機に新しい質を持った国民的共同が発展し、2016年の参議院選で「市民と野党の共闘」が実現している。

いま市民運動が先行しているが、組織された労働組合運動の発展強化がこれからの国民的共同の成功のために不可欠である。戦後の歴史を見ると、戦後直後の民主化でも、60年安保闘争のときも、1970年前後の革新高揚の時期でも、労働組合運動は国民的共同の中核として大きな役割を果たしてきた。これからの「市民と野党の共闘」の時代でも、労働組合に全国的にも、地域でもこの「共闘」を支える中核的な役割が期待されており、そうした労働組合の活躍がなければ、この「共闘」によって、新しい日本を建設することはできない。

この点で、たたかうナショナルセンターである全労連（全国労働組合総連合）の役割は大きい。全労連は、産業別の全国的労働組合と地域的に労働組合を結集した都道府県単位の地方組織（ローカルセンター）が対等平等の関係になっている。このことは、全労連運動が産業別団結と地域別団結の2つを基本原則とし、この2つの団結の原則の統一的発展を重視していることを示している。職場と地域の運動を結びつけ、産業別統一行動と全国的なたたかいに向けて努力することが求められており、重要なことは、すべての産業・労働者と全国民的視野に立つ経済闘争と政治闘争の結合した運動の推進である。社会と政治の変革に向けた全労連のイニシアチブが問われている。戦後労働運動の歴史は、たたかうナショナルセンターのイニシアチブの重要性を教えている。

（やまだ たかお・労働者教育協会会長、
労働組合研究部会）